

多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト委託業務  
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所等を訪問し、そこで働く従業員等から話を伺い、意見交換の場を持つことで、外国人と日本人の橋渡し役を担える将来のリーダー人材を育成する。

については、上記に必要な業務を委託すべき事業者を選定するために、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの内容

(1) 委託業務名

多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト委託業務

(2) 委託業務内容

「多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト委託業務仕様書」のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

(4) 契約上限額

9,183,900円

(消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。)

3 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 本事業を実施するうえで十分な経験と知識を有する者であること。

(2) 当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(5) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(6) 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できるものであること。

#### 4 参加資格申請書の提出等

当企画提案コンペに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次の申請書を作成して提出してください。

##### (1) 提出を求める申請書及び提出部数

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・1部

※ 「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

※ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）を1部提出してください。

##### (2) 提出期限

令和7年4月10日（木） 15時まで（必着）

##### (3) 提出先

〒515-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当宛

##### (4) 提出方法

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵便又は民間事業者による信書便で提出してください。（電子メール、FAXによる提出は受け付けません。）

#### 5 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 企画提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。

(3) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。

(5) 見積書の金額（税込）、住所、名前、代表者印、若しくは重要な文字に誤謬・脱漏があったとき、または認識しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき。

(6) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。

(7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 6 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、すべての企画提案コンペ参加申込者宛てに通知する。

参加資格確認結果通知日：令和7年4月23日（水）

#### 7 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト委託業務企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査により審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定する。

## 8 企画提案コンペ参加者に求められる義務

### (1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

#### ア 企画提案書・・・7部

原則A4版・両面印刷・文字サイズ10ポイント以上(長辺側を綴じてください。)

**なお、企画提案書には、必ず下記の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。**

- ① 多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト委託業務仕様書3及び9について、業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果
- ② 委託業務実施体制、職員の配置、効率的で効果的な運営体制、法令順守に必要な体制、運営管理体制等
- ③ 委託業務実施スケジュール
- ④ 提案の内容について、他者に対して優位であると思われる点
- ⑤ 同様の業務の実施実績(実施年度、事業名、契約相手先)(2件まで)

#### イ 見積書・・・7部(正1部、写6部)

- ・ 税別・税込み価格を明記すること。上記2(4)の契約上限額を超える提案及び契約はできない。
- ・ 積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
- ・ 記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

#### ウ 提案事業者の概要書・・・7部(正1部、写6部)

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む。)、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの。

### (2) 提出期限 令和7年4月25日(金)17時まで(必着)

### (3) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当宛

### (4) 提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参又は郵便又は民間事業者による信書便での送付に限る。

### (5) 受理の確認

企画提案資料を郵送する場合は書留郵便とし、必ず提出期限までに電話にて、担当部局宛て受理の確認をすること。

## 9 最優秀企画提案の選定・評価方法

### (1) 選定方法

#### ア 第一次審査(適否審査)

選定委員会において書類審査を実施する。ただし、企画提案件数が5件以下場合は審査を省略する。

※ 適否審査の結果及びプレゼンテーション審査の時間は、令和7年5月1日(木)にメールで通知する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション）

実施日時・ ・令和7年5月7日（水）13時30分から16時00分

実施場所・ ・三重県庁 講堂3階 131会議室

形態・ ・ ・ ・対面（出席者は3名以内）

内容・ ・ ・ ・提出された企画提案書に基づいたプレゼンテーションを行うこと。  
プレゼンテーションの時間は、1者あたり25分（説明15分、  
質疑10分）以内とする。

方法・ ・ ・ ・提出済みの企画提案資料（紙）および口頭での説明に限るものとする。

(2) 評価方法

提出のあった企画提案書を、以下のとおり個々に評価を行い、総合点で最優秀企画提案を決定する。

ア 的確性

目的を理解し、海外経験を通じた国際理解や国際感覚を養い、グローバルな視点と問題解決能力を高めるためのプログラムになっているか。

イ 安全性

旅行中における生徒及び職員の安全面を十分配慮した上で危機管理体制を設定し、かつ、その実効性を有しているか。

ウ 専門性

提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか。過去に類似の実績はあるか。

エ 経済合理性

提案内容は、費用対効果の観点から適切な内容となっているか。また、見積額や積算内訳は適当か。

オ 業務推進体制

三重県との連絡体制は十分か。社内体制及び業務に関する社外組織との連絡体制は確保されているか。また、スケジュールは事業を実施するのに適当か。

(3) 選考結果の通知

プレゼンテーション審査結果は、令和7年5月9日（金）までにメールで通知するとともに、県ホームページで公表する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、同提案者が当該業務仕様書に基づく見積書を提出したうえで、委託者と同提案者が委託契約を締結する。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の書類が各1部必要になるので留意すること。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」

（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約保証金免除の適否を判断するため）

## 11 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期間

公告日の翌日9時から令和7年4月7日（月）15時まで

### (2) 質問の提出

文書（様式自由、ただし規格はA4判とする。）にて行うものとし、担当部局宛て持参、メール（[kokokyo@pref.mie.lg.jp](mailto:kokokyo@pref.mie.lg.jp)）のいずれかの方法で提出すること。メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、名前、電話（及びファクシミリ番号）、メールアドレスを明記すること。

### (3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

### (4) 質問に対する回答

令和7年4月9日（水）16時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

## 12 個人情報の取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるので、留意すること。

## 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

### (1) 通報等の義務

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

受託者が(1)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書(案)のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更正(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てる)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

16 障がいと理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

17 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とする。

(2) その他特記事項

ア 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提出のあった提案資料については、返還しない。

ウ 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となる。

エ この案件は、契約書による契約締結が必要である。

オ その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

18 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班

多文化共生社会において活躍できるリーダー育成プロジェクト担当

電話： 059-224-3002

メール：kokokyo@pref.mie.lg.jp